

固定価格買取・非 F I T 非化石電気の調達による 調整二酸化炭素排出量の算出方法について

固定価格買取・非 F I T 非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量は以下の式により算出するものとする。

固定価格買取・非 F I T 非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量 = 固定価格買取・非 F I T 非化石電気の調達による調整電力量 × 全国平均係数^(注 1)

また、固定価格買取・非 F I T 非化石電気の調達による調整電力量は、以下の式で算出される量とする。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{固定価格買取・} & & \text{固定価格買取制度} & & & & \text{F I T 非化} & & \text{非 F I T} \\ \text{非 F I T 非化石電気の} & \text{二} & \text{による当該電気事業者} & \text{一} & \text{余剰非化石} & \times & \text{当該電気事業者販売電力量} & \times & \text{石証書} & \text{十} & \text{非化石電気調達量} \\ \text{調達による調整電力量} & & \text{買取電力量} & & \text{電気相当量} & & \text{販売電力量(全国総量)} & & \text{補正率} & & \text{非化石電気調達量} \\ & & \text{(注 2)} & & \text{(注 3)} & & \text{(注 5)} & & & & \text{(注 6)} \\ & & & & & & & & & & \end{array}$$

(注 1)

固定価格買取・非 F I T 非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量の算出に用いる全国平均係数は、毎年度経済産業省及び環境省が公表する数値を用いるものとする。なお、当該数値は、前年度に公表した排出係数にかかる各社提出書類の記載情報をもとに加重平均（CO2 排出量総量 ÷ 販売電力量総量）して算出するものとする。

(注 2)

固定価格買取・非 F I T 非化石電気の調達による調整電力量の算出に用いる固定価格買取制度による当該電気事業者買取電力量は、電気事業法第 28 条の 4 に規定する広域的運営推進機関が発行する「固定価格買取制度に係る交付金交付決定通知書」記載の「交付金の対象となる調達電力量」の年度合計値とする。

なお、固定価格買取制度により買取した電気を他の電気事業者に相対契約により卸販売した場合又は卸電力取引市場において卸販売した場合には自社買取電力量から当該卸販売量を控除するとともに、固定価格買取制度により買取した電気を他の電気事業者から相対契約により卸購入した場合には自社買取電力量に当該卸販売量を加算することとする。

さらに、卸電力取引市場から調達した電力量のうち固定価格買取制度による電力量（以下「市場調達 F I T 電力量」という。）は、卸電力取引市場から調達した電力量に経済産業省が公表する市場調達 F I T 電力量の割合を乗じて算出するものとする。

(注 3、4、5)

固定価格買取・非 F I T 非化石電気の調達による調整電力量の算出に用いる販売電力量（全国総量）、各電気事業者の販売電力量及び非化石価値取引市場において約定されなかった非化石証書の量（以下「余剰非化石電気相当量」という。）は、毎年度経済産業省が公表する数値を用いるものとする。

(注6)

固定価格買取・非FIT非化石電気調達による調整電力量の算出に用いる非FIT非化石電源調達量は、非FIT非化石電気の発電事業者からの調達電気量の年度合計値とする。なお、非FIT非化石電気の発電事業者から買取した電気を他の電気事業者に相対契約により卸販売した場合又は卸電力取引市場において卸販売した場合は、自社非FIT非化石電気調達量から当該卸販売電力量を控除するとともに、非FIT非化石電気を発電事業者から買取した分を他の電気事業者からの相対契約により卸購入した場合には、自社非FIT非化石電気調達量に当該卸販売量を加算することとする。